

# 秋田県の官公需施策について

令和2年11月24日  
秋田県産業労働部産業政策課

## 1 秋田県の官公需契約における中小企業との契約状況

令和元年度の県関係機関の官公需契約実績件数及び実績額は、次の表のとおり。本県の官公需契約総実績額における中小企業向契約実績額の割合は、直近3年間において、90%前後の高水準で推移している（平成29年度89.9%、平成30年度92.4%）。

令和元年度 秋田県の官公需契約実績 (単位:件、百万円)

物件、工事、役務別	官公需契約総実績		金額比率 (B)/(A)×100
	金額(A)	うち中小企業向契約実績 金額(B)	
物件	4,925 百万円	3,364 百万円	68.3
工事	108,394 百万円	98,874 百万円	91.2
役務	28,986 百万円	24,425 百万円	84.3
計	142,305 百万円	126,663 百万円	89.0

## 2 秋田県の中小企業者の受注機会増大のための取組

### (1) 建設工事関係

#### ① 県内業者の受注機会確保のための取組

- 各入札要綱や契約約款等において、競争性に配慮しつつ県内業者へ優先発注することや、下請け工事の発注や資材調達をする際に県内業者に行うことを明記することで、県内中小企業者の受注機会の確保に取り組んでいる。
- より多くの県内建設業者が受注の機会を得られるよう、平成15年度から分離・分割による発注を全庁的な取り組みとして実施している。
- 総合評価落札方式において、工事箇所と同一管内の営業所の所在や災害時の配備体制と訓練実績、ボランティア活動実績等を評価項目として設けることで、より地域に精通した事業者を評価する仕組みとしている。

#### ②官公需適格組合の活用

建設業の官公需適格組合について、建設工事入札資格審査の審査項目の算定方法について、特例を設けている。

### ③ダンピング対策

- ・ダンピング受注を排除・防止するため、建設工事の入札において、原則として競争入札のうち、WTO 対象工事（令和 2 年度及び令和 3 年度に契約の締結が見込まれる案件については、予定価格が 2 3 億円以上となるもの）に係る入札又は総合評価落札方式による入札については低入札価格調査制度を導入しており、それ以外の工事に係る入札については最低制限価格制度を導入している。
- ・低入札受注した場合は、その案件に対して、前払い金の支給割合の引き下げ、履行保証割合の引き上げ、受注者側技術者の増員配置等の措置を講じるペナルティを設けている。また、低入札受注の繰り返しに対しては、指名差し控え措置（入札参加禁止）を行っている。

## (2) 物品調達関係

### ① 県内業者の受注機会確保のための取組

- ・オープンカウンターで調達する物品（印刷物は 2 5 0 万円以下、その他の物品は 1 6 0 万円以下）については、購入予定額が 1 0 万円以下の案件は原則として参加資格を県内に本社又は本店を有する業者に限定して発注している。
- ・地方機関の要求する購入予定額が 1 0 万円以上の案件については、原則としてその地方機関が所在する区域内に登録された事務所又は事業所に限定して発注している。
- ・本庁各課の要求する購入予定額が 1 0 万円以上の案件については原則として、秋田県内に事務所又は事業所を有する者に限定して発注している。
- ・印刷物については金額にかかわらず、県内に本社・本店及び印刷工場を有する自社印刷の業者に限定して発注しており、さらに地方機関の場合は、印刷物以外の物品と同様に購入予定額が 1 0 万円以上の案件については、その地方機関が所在する区域内に登録された事務所又は事業所に限定して発注している。

### ②ダンピング対策

- ・予定価格が 2 0 万円を超える印刷物の発注については最低制限価格制度を導入している。

## 3 官公需確保対策に係る啓蒙普及への取組

国からの閣議決定の通知や「官公需契約の手引き」の送付等があった都度、県の各部局や県内各市町村に情報提供及び取組への協力要請を行い、地元中小企業の受注機会の確保に努めている。